

近組 2021-014 号

2021 年 4 月 13 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、2020 年 4 月より、授業形態や新型コロナウイルス感染対策について、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対して繰り返し要求をし、団体交渉を続けてきた。また、2021 年度における授業形態・感染対策についても、2020 年 11 月より数次にわたる団体交渉を重ねてきた。しかし貴法人は、現場をよく知る教員の立場からの本組合の要求を、先入観と根拠薄弱な理屈によって退け、教員だけでなく学生をも危険に巻き込む形で、4 月 7 日より対面授業を強行した。その結果、本組合に感染対策の不備を知らせるメールや写真が相次いで届いたため、本組合はその一部を公開することとした。案の定、この方針に批判が相次ぎ、貴法人は急遽方針を転換することとなった。この一連の貴法人の対応について、以下、抗議と要求を行う。

1. 今回の一連の対応を見ていると、貴法人は法に基づく労使交渉よりも、ツイッターでの情報発信を重視していると思えず、法と労働者を軽視する姿勢が明らかである。貴法人が慌てて打ち出した感染対策や対面・オンライン授業の併用方針は、本組合が昨年 11 月より何度も要求している内容の劣化版とでもいうべきものである。当初からしっかり対応し準備を進めていれば、臨時休講などすることなく、よりよい併用方式で新学期開講を迎えることができたはずである。なぜこれまでの要求に真摯に向き合っていかなかったのに、突然方針転換をしたのか説明せよ。そもそも、本組合は、授業形態については現場の教員の意見を汲んだうえで判断するよう要求してきたのであり、数次にわたる要求を無視し、授業開始後わずか 2 日で変更を迫られるような方針を決定した者の責任は極めて大きい。誰がどのような責任を取るのか説明せよ。
2. 大阪府あるいは全国的な新型コロナウイルス蔓延の危険性については、本組合も重ねて指摘していたことであり、4 月 5 日から適用された大阪府の「まん延防止等重点措置」はすでに 3 月末には検討されていた。しかし一連の本組合要求に対する貴法人の最終回答（4 月 5 日）は、こうした状況を考慮に入れない危機感に欠けるものであった。なぜ 4 月 5 日の時点でこのような事態を想定した対応ができなかったのか、責任者の見解と併せて説明せよ。
3. 4 月 9 日付で周知された東大阪キャンパス文系 5 学部の隔週登校方式は、キャンパス内

の密を低減させる効果は一定程度あるものの、教室内・建物内の密を低減させるものではない。現場を知らない者が数字だけを見て思いついた案ではないかと推察するが、教室内・建物内の密を低減させるためにはオンライン授業の拡大やオンライン週の学部の教室借用が必要になる。教務委員会を中心とする現場の判断で他学部の教室借用を柔軟に認めよ。また、今回の方針の対象とならない国際学部・短期大学部や理系の各学部（理工学部・薬学部・建築学部）、あるいは他キャンパスにおいて、どのように密を回避していくつもりなのか説明せよ。加えて、学部間共通の科目（共通教養科目や教職等の資格科目等）については、どのように対処するのかについても説明せよ。

4. 登校する学生数を抑えたところで感染の危険がなくなるわけではなく、特に本人や同居人が健康上の問題を抱えている教員や学生の不安は払拭できない。3月30日付「授業方法（対面授業）を配慮する指針について」は、配慮するための基準が極めて高い上に確実でない。「基礎疾患がコントロール不良であり、具体的な病状（数値等）により感染後に重症化するリスクがあることが記載された診断書」あるいは「現在、がん治療を受けている場合には、重症化リスクに関し具体的な見解が記載された診断書」の提出を求めているが、新型コロナウイルス感染症（特に変異株）は不明な部分が大きく、重篤であってもそのような診断をされないケースも予想される。また、「ご本人の診断書に限る」としていることから、同居人への配慮がまったくなされていない。さらに、こうした診断書を提出しても、「本学産業医を交えて相談に応じ、学部のカリキュラム、施設状況を勘案し、可能な範囲で対策を検討させていただきます」として、本人の健康状態とは無関係な要因によって認められないケースがあるとしている。これでは到底「配慮」とはいえない。そもそも、50代以下で基礎疾患がないにもかかわらず重症化するケースが増えているのであり（大阪府ホームページの情報）、基礎疾患を有する者に対してのみ配慮を行うという方針は、それ自体が根本的に間違っていると言わざるを得ない。重症化リスク、死亡のリスクは誰にでもあるわけであるから、真に教員の生命と健康に配慮した対応、すなわち、教員の裁量でオンラインに移行することを直ちに認めよ。事は生命・健康に関わることであり、受け入れられない場合はストライキも辞さない。
5. 妊娠中・出産後・術後・病後等、基礎疾患以外にも感染により非常に危険な状態となるケースが想定できる。こうした教員への配慮についての貴法人の考えを説明せよ。
6. 貴法人は、4月5日付回答で、対面授業に不安を持つ「学生についても特別配慮対象の判断を行い、個別具体的に所属学部との協議を行う予定です」と述べているが、そうした通知がないまま新学期開講を迎え、学生の不安は払拭されていない。これから特別配慮対象の判断をし、個別具体的に協議をしていたら、決定までに相当の時間がかかることは明らかであるし、配慮を受けられない学生もいるであろう。感染症が蔓延している中で学生に出席を強要することなどあってはならないのであり、診断書の提出等の煩雑な手続を経ることなく、希望する学生についてはオンラインで受講できるようにせよ。
7. 貴法人は、4月5日付回答で、「学生がキャンパスに来ている状態で教員が自宅から講

義等を提供するという状況は、(中略) 教員個人の判断に基づき認めることは難しいと考えております」としているが、自宅ではなく研究室等からのオンライン授業配信は問題ないということか。もしそれも認めないということであれば、その理由を説明せよ。

8. 貴法人は、教職員や学生が学内で新型コロナウイルスに感染した場合の責任の主体は学校法人近畿大学であると説明したが、個人レベルで責任を問われる者がいないという事で、一連の無責任な対応に繋がっているものと考えられる。こうした体制を改め、責任の主体を個人レベルで明確化せよ。
9. 本組合は、近組 2021-002 号において、学内では不織布マスクの着用を義務付けることを要求したが、貴法人は、学生に対して「BFE (細菌ろ過効率) $\geq 95\%$ 及び PFE (微粒子ろ過率) $\geq 95\%$ 」のマスクの着用を推奨するだけで義務付けようとはしない。実際、キャンパス内でウレタンマスクを着用する学生が少なくない。推奨ではなく義務付けるとともに、西門でのチェックなどを通して実効性を確保せよ。
10. 本組合は、近組 2021-002 号において、「どのような状況であれば対面授業が可能で、どのような状況であれば不可能であるのか、根拠とともにその基準を明確にせよ。場当たり的な対応は厳に慎むべきである」と要求したが、貴法人は場当たり的な対応に終始している。同じことを繰り返さないよう、教務委員会を中心とする各学部の教員の意見も踏まえて、基準を明確にせよ。たとえば、大阪府における人口 10 万人あたりの 1 週間の新規感染者数が 15 人を超えれば実験・実習系の授業を除いてオンラインにするといったことが考えられる。休業要請があればオンラインに移行するといった基準は、基準として意味をなさない。
11. 原則オンライン授業となったとしても、各担当教員の意見を尊重し、実験・実習等、対面が必要な科目は可能な限り残すべきである。その際、教員・学生に無料で PCR 検査を実施すること。

即時の回答を求める。

以上